

10月に令和8年度の被扶養者資格の再確認を行います。

毎年10月は被扶養者資格の再確認をさせていただいております。令和8年度も保険給付の適正化及び高齢者医療制度への納付金・支援金の適正化を図るため、現在、被扶養者として認定されている方が引き続き被扶養者として資格があるかどうか再確認させていただきます。

被扶養者再確認は事前に当健康保険組合に登録されている個人番号（マイナンバー）を使用し、情報連携を用いて居住状況や収入等の確認をさせていただきます。その中で確認ができない対象者や追加書類が必要な対象者がいる場合のみ調査表をお送りいたします。被扶養者資格の再確認は保険料負担の軽減につながる大切な届出です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

* 被扶養者の認定条件について

被扶養者として認められる方は、主として被保険者の収入で生計を維持している75歳未満の方で、次のような条件を満たしていることが必要です。

1. 被扶養者の範囲

① 被保険者と同居・別居いずれでもよい

㊦ 配偶者（内縁関係でもよい） ㊦ 子（養子を含む）、孫及び兄弟姉妹 ㊦ 父母、祖父母などの直系尊属

② 被保険者と同居していることが条件

㊦ 上記①の㊦～㊦以外の3親等以内の親族 ㊦ 内縁関係の配偶者の父母及び子

㊦ 内縁関係の配偶者死亡後の父母及び子

2. 収入がある場合の認定条件

① 19歳以上23歳未満の方は年収150万円未満であること。

② 60歳未満の方は年収130万円未満であること。

60歳以上の方及び厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある方は年収180万円未満であること。

③ 被保険者の年収の2分の1未満であること。

④ 別居している場合は被保険者からの仕送り額（援助金）より少ないこと。

インフルエンザが全国で流行入り、手洗い・咳エチケットなどの感染予防の徹底を！

厚生労働省は8月28日、インフルエンザが流行シーズンに入ったと発表しました。健保組合ではインフルエンザの発症予防を図るため予防接種代一部の補助を行っています。今年度よりインフルエンザ予防接種補助金額を1,000円から1,500円に増額、対象期間を令和8年9月1日から令和9年3月31日までと変更いたしましたので、インフルエンザの発症予防および重症化防止のためぜひご活用下さい。詳しくは「インフルエンザ予防接種補助実施要領」をご覧ください。

算定基礎届 標準報酬月額が見直されます。

7月に提出していただきました算定基礎届は9月上旬に「標準報酬決定通知書」を各事業所宛てに送付しております。決定した標準報酬月額は令和8年9月分の保険料から改定となりますので確認をお願いします。

なお、令和8年9月分の保険料の納付期限は10月末日となりますのでご注意ください。

賞与支払届 届出もれはございませんか？

賞与の支払があった場合は、健康保険賞与支払届」の提出をお願いします。賞与の支払がなかった場合は、健保組合へはお手数でもその旨ご連絡を、厚生年金保険分は「賞与不支給報告書」を事務センターへ提出して下さい。

◎ 現行の健康保険証は2024年12月2日で廃止、マイナ保険証に一本化されました。

令和8年9月における当健保組合の健康保険証の利用登録状況は、加入者数5,843人中、利用登録者数4,874件となっており、利用登録率83.41%の状況です。969人の加入者様が未登録となっていますので、現在、マイナンバーカードを取得されていない方、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録されていない方はお早めに取得・登録をお願いいたします

